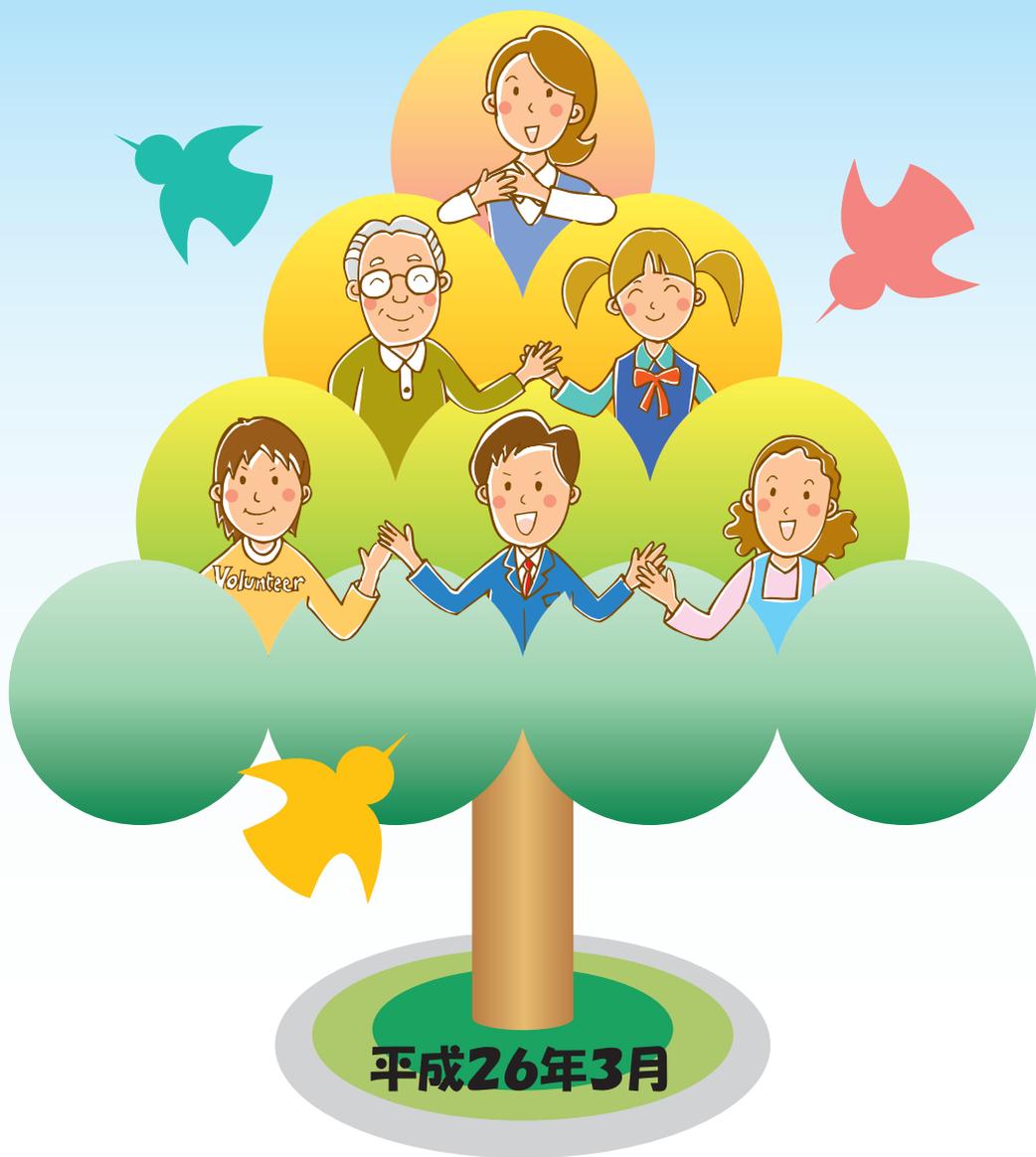


姫路市協働のルールづくり



平成26年3月

○ 目次

1	協働とは	1 頁
2	市民活動とは	1 頁
3	協働により期待されること	1 頁
4	協働に適している活動	3 頁
5	協働の基本原則	3 頁
6	協働の形態	3 頁
7	市民活動の種類	4 頁
8	市民活動に取り組む団体	6 頁
9	協働事業の進め方	8 頁

コラム こんなどきは どうしよう!?

①	どんなことでも協働できるの?	7 頁
②	協働が目的なの?	8 頁
③	誰と協働したらいいのかわからない	9 頁

姫路市では、平成19年3月に「姫路市市民活動・協働推進指針」を策定し、現在、平成23年3月に定めた「姫路市市民活動・協働推進事業計画」に基づき、様々な市民活動や協働の事業に取り組んでいます。

また、平成25年12月には「姫路市まちづくりと自治の条例」を制定して、参画と協働に関する姫路市の基本的な考え方や取り組みを規定しています。

この冊子では、様々な立場の皆様が協働を始めるにあたって、参考にしていただきたい情報を掲載しています。ぜひ、多くの皆様に協働の取り組みに参加して、市民主体のまちづくりの主役となっていただくことを願っています。

1 協働とは

「協働」とは、性格の異なる二つ以上の団体（市民、自治会などの地縁団体、ボランティア団体やNPO法人、企業、大学などの教育機関、姫路市など）が対等な立場で、自らの社会的目的（使命）の実現や共通する課題の解決のために、それぞれの資源や能力などを持ち寄って、連携・協力していくことをいいます。例えば、まちの景観づくりやゴミの減量化などの取り組みが該当します。

2 市民活動とは

「市民活動」とは、市民や団体が、自主的・自発的に広く市民生活の向上を目的として行う非営利の公益的な活動のことで、例えば、自治会や婦人会が地域の課題解決のために行う活動や、個人のほかグループや団体などの任意組織によるボランティア活動などが該当します。

3 協働により期待されること

異なる団体同士が協働することで、情報の共有や相互理解の深まりなど様々な効果が期待されますが、ここでは、姫路市との協働により期待される効果を例示します。

(1) 市民にとって

① 公共的サービスの向上

市民のニーズにあった柔軟な公共サービスが受けられるようになります。

② 市政への参画

広く市民の間に自治の意識が高まり、市民主体の地域社会の形成が図られます。

③ 市民活動への参加の拡大

市民活動のすそ野が広がって、活発になることにより、参加する機会も拡大して、生きがいくくりや自己実現の場としての活用が期待されます。

(2) 自治会などの地縁団体にとって

① 地域活動の充実

地域での活動が充実して活動の幅が広がることにより、市民同士の交流が拡大し、地域が活性化していきます。

② 公共的サービスの向上

地域のニーズにあった柔軟な公共サービスが受けられるようになります。

(3) ボランティア団体やNPO法人（特定非営利活動法人）にとって

①社会的目的（使命）の効果的な実現

公共サービスの担い手として機能していくことにより、団体の社会的目的（使命）をより効果的かつ具体的に実現することができるようになります。

②社会的信用の向上

団体に対する市民の理解や評価が高まる機会となり、活動しやすくなります。

③公益実現の担い手としての成長

協働の積み重ねにより、市民活動の場や幅が広がり、新たな公益実現の担い手として成長していくことが期待されます。

(4) 企業にとって

①社会貢献

公共サービスの充実に貢献することで社会的責任を果たすことができるとともに、企業の好感度向上も図れることから、社員の士気向上につながります。

(5) 大学などの教育機関にとって

①社会貢献

公共サービスの充実に貢献することで社会的責任を果たすことができるとともに、教育機関としてのイメージアップにもつながります。

(6) 姫路市にとって

①市民ニーズへの対応

様々な団体の特性を生かすことで、多様化・複雑化する市民のニーズに柔軟に対応することができます。

②行財政改革の推進

様々な団体と役割分担を明確にしなが、既存事業の見直しを行うことで、行政のスリム化・効率化とともに社会資源の有効活用が図られることにより、効率的なサービスの提供につながります。

③行政の体質改善

協働を通じ、団体の柔軟な発想や行動力に関し市職員が刺激を受けることで、市職員の意識改革と資質向上につながります。



4 協働に適している活動

姫路市と市民活動を行う団体との協働は、次の②～④の活動が該当します。また、どのような効果が得られるのかや協働する団体の特性を生かすことができるのかなどに注意する必要があります。

市民の領域	①市民の責任と主体性によって独自に行う活動
協働の領域	②市民の主体性のもとに行政の協力によって行う活動
	③市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う活動
	④市民の協力や参加を得ながら行政の主体性のもとに行う活動
行政の領域	⑤行政の責任と主体性によって独自に行う活動

5 協働の基本原則

お互いの長所を生かしていくために、次の基本原則を心得ておきましょう。

- ①共通の目的を持ち、成果を共有しましょう。
- ②一緒に活動する対等なパートナーとしてお互いを尊重しましょう。
- ③お互いの違いをよく理解し、十分にコミュニケーションを重ねて、情報を共有し、役割や責任を分担しましょう。
- ④透明性の確保や説明責任の遂行も念頭において、活動に取り組みましょう。
- ⑤お互いに独立した団体であることを認め、自主性を大切にしましょう。

6 協働の形態

姫路市との協働には、主に次のような形態があります。

(1) 委託

姫路市自らが実施するよりも市民活動を行う団体が実施した方が、より大きな効果が得られると思われる場合に実施することです。

(2) 助成

本来、民間が実施している事業について、一定の公益性が認められる場合に申請に基づいて、姫路市がその経費の一部若しくは全部を援助することです。

(3) 企画立案への参画

姫路市が事業を企画立案する段階で、市民活動を行う団体からの意見や提案を受け、姫路市の事業にその団体の特性や能力を生かすことです。

(4) 共催・実行委員会

それぞれが主催者となって共同で一つの事業を行うことです。

(5) 事業協力

共催や実行委員会以外の形態で、協定書等を締結することにより、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行うことです。

(6) 公共施設等の提供

会議室の貸し出しや事務所の提供など、市民活動を行う団体が活動する場所を提供することです。

(7) 公の施設の管理運営

指定管理者制度によって公の施設の管理運営を全面的に姫路市の代行として、市民活動を行う団体が行うことです。

(8) 後援

市民活動を行う団体が行う事業で、姫路市にとってもその実施目的が姫路市の方針に合致する場合に、その事業に対してバックアップ（後ろ盾）を行うことです。

(9) 情報交換、意見交換、人材交流

姫路市と市民活動を行う団体が持っている情報やノウハウを提供しあうことです。

7 市民活動の種類

自分たちの地域を住みやすくするための市民活動の分野は、特定非営利活動促進法（NPO法）では次の20分野に分類されています。なお、実際には、複数の分野にまたがる市民活動もあります。

活動の分野	活動例
①保健・医療又は福祉の増進を図る活動	高齢者支援、難病の支援、点字や手話の教育活動など
②社会教育の推進を図る活動	生涯学習活動、読み書き教室、ボーイスカウト活動など
③まちづくりの推進を図る活動	地域活性化イベントの実施、まちの景観づくりなど
④観光の振興を図る活動	観光商品開発、郷土史研究、地域ブランド作りなど
⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	都市と農村交流、地産地消、漁業振興、過疎防止運動など

活動の分野	活動例
⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	伝統芸能の継承、文化振興、地域楽団、スポーツ教室など
⑦環境の保全を図る活動	野生動物の保護、里山保全、ゴミの減量化など
⑧災害救援活動	災害予防の普及啓発、災害時の救援活動など
⑨地域安全活動	防犯パトロール、防災活動、防災マップづくりなど
⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動	家庭内暴力等の相談活動、地雷の禁止の活動など
⑪国際協力の活動	難民支援、留学生の支援活動、国際交流活動など
⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	ストーカー被害者の支援、女性の起業支援活動など
⑬子どもの健全育成を図る活動	子育て支援、保育施設運営、子ども見守り活動など
⑭情報化社会の発展を図る活動	ホームページづくり、OS開発、パソコン教室など
⑮科学技術の振興を図る活動	科学技術に関する開発支援、子ども科学実験講習会など
⑯経済活動の活性化を図る活動	起業支援、新商品開発支援、商店街の活性化など
⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	再就職支援、職業訓練学校、民営職業紹介事業など
⑱消費者の保護を図る活動	商品に関する情報提供活動、消費者相談など
⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	NPO支援、資金支援、NPOの情報発信など
⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	※兵庫県では条例で定められていません

8 市民活動に取り組む団体

様々な団体やグループが、地域づくり、子育て、高齢者支援、環境保全・緑化推進、防犯対策などの多彩な市民活動に取り組んでいます。ここでは、そのうち主な団体をご紹介します。

(1) 地縁団体

主として、特定の区域に居住する者の地域的なつながりによって結成された団体を指し、次のような団体等が活動しています。

団体名	活動概要
①自治会	特定の区域に居住する者の地域的なつながりによって作られた団体で、主に、地域住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理などの良好な地域社会の維持形成につながる活動を行っています。
②婦人会	特定の区域に居住する女性の地域的なつながりによって作られた団体で、主に、地域の福祉、健康増進、環境美化、文化体育・生活創造などの活動を行っています。
③老人クラブ	特定の区域に居住する概ね60歳以上の者の地域的なつながりによって作られた団体で、主に、高齢者福祉、生きがいづくり、会員相互の親睦、教養の向上、心身の健康保持などの明るい長寿社会づくりを推進し、併せて地域活動に貢献する活動を行っています。
④子ども会	特定の区域に居住する者の地域的なつながりによって作られた団体で、主に、子ども会会員や子ども会相互の連絡調整、研修の実施などを通じた子どもの健全な育成と子ども会の発展につながる活動を行っています。
⑤農区	特定の区域に居住する農業関係者等により作られた団体で、農業者への連絡、農地の管理に関する調査等、集落の営農活動の維持形成につながる地域的な活動を行っています。

(2) ボランティア団体・NPO法人（特定非営利活動法人）

特定のテーマや活動分野をもって、地域や社会のために自主的に非営利で活動している団体をボランティア団体といいます。また、NPO法人とは、非営利で社会貢献活動等を行う団体で、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて認証を受け、法人格を取得した団体です。なお、ここでいう「非営利」とは、団体の構成員に対して利益の配分を行わないという意味です。



(3) その他の活動団体

特定の目的を達成するために結成された団体を指し、市内では、次のような団体が活動しています。

- ①民生委員・児童委員協議会
- ②社会福祉協議会
- ③児童センター地域活動（母親）クラブ
- ④スポーツクラブ21
- ⑤公衆衛生委員協議会
- ⑥公園愛護会
- ⑦交通安全協会
- ⑧防犯協会
- ⑨少年補導委員会
- ⑩PTA
- ⑪幼稚園PTA
- ⑫高等学校PTA
- ⑬ボーイスカウト、ガールスカウト
- ⑭消防団
- ⑮婦人防火クラブ
- ⑯自主防災会



※上記の他に青年団等の団体・グループや公民館長、保護司などの方々が市内で活動されています。

(コラム こんなときはどうしよう!?)

①どんなことでも協働できるの？

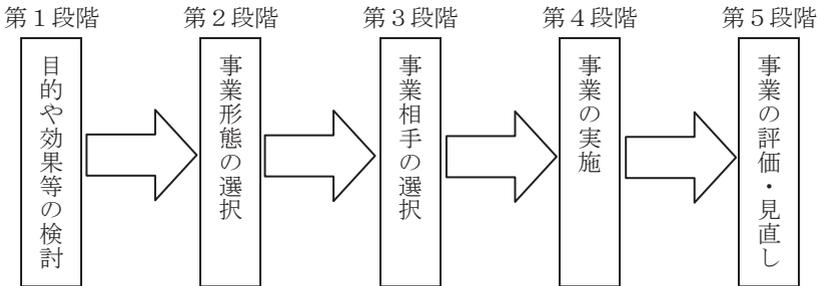
実は、協働にも向き不向きがあります。次に掲げる事業は比較的協働に向けた事業ですので、参考にしてください。

- ・きめ細かく柔軟なサービスの提供が求められる事業（活動例：子育て支援）
- ・特定分野の専門性を必要とする事業（活動例：防災活動）
- ・市民活動団体が先駆的に取り組んでいる事業（活動例：子ども見守り活動）
- ・地域の実情に合わせながら進める事業（活動例：まちの景観づくり）
- ・市民が主体的に活動する事業（活動例：ゴミの減量化）

9 協働事業の進め方

協働といっても、何をどこから始めればよいのか迷うことも多いと思います。姫路市と協働を始める場合の手順とその際の留意事項を簡潔にまとめていますので、参考にしてください。特に、協働事業を検討する際は、事前評価を行うことが大切です。

■協働事業の検討、実施過程



第1段階 協働事業の目的や効果等の検討

姫路市と協働で事業を行うためには、協働する双方が話し合いを進め、合意を重ねていくことが大切です。現状で困っていることや改善してほしいことを話し合っ、解決策を検討していきましょう。また、その事業に公共性や公益性があるのか、多くの人の受益が期待できるのか等を確認しましょう。

特に、今は協働が困難でも、将来的に市民活動を行う団体の特性や能力を生かし、強化することで、より効果的で成果の現れやすい「協働の芽」のようなものもあるはずですから、どうすれば協働ができるかということも検討してみましょう。

(コラム こんなときはどうしよう!?)

②協働が目的なの？

まちづくりのキーワードに「協働」が登場して久しいですが、協働そのものが目的になっていませんか？「協働」とは、簡単に言えばつながりあうことです。でも、つながること自体は目的ではなく、手段ですよね。何のためにつながるかを忘れてしまっは協働の理念に反します。また、自分の都合だけになってしまふことも、協働の理念に反します。パートナーはあなたの目的を達成するための道具ではありません。お互いが、どうしたら対等に支えあい、お互いの目的を達成できるかを考えましょう。

第2段階 協働事業の形態の選択

事業の目的や性格、期待する効果等から、協働の形態を選択します。事業によっては、複数の団体と異なった形態で協働関係を組む場合もあります。

第3段階 協働事業の相手の選択

協働する団体については、市民ニーズを十分に把握でき、事業を企画し、実施する能力のある団体を選定する必要があります。また、事業の透明性を高め、説明責任を果たすためには、継続的・自動的に同一団体と事業を行うことには注意が必要となります。さらに、協働する団体を公募する場合には、応募条件や選考方法などを公表しておくことが求められます。

第4段階 協働事業の実施

事業の実施にあたっては、お互いに任せきりにするのではなく、定期的に情報交換や話し合い（相談）を行いましょう。また、情報が分散してしまわないように役割分担や責任の所在を明らかにしておくとともに、事業を円滑に進めるために進行管理を行いましょう。さらに、市民により良いサービスを提供することが目的なので、市民に事業をお知らせする機会や参加してもらう工夫も必要です。

第5段階 協働事業の評価・見直し

事業実施後は、必ず評価を行うことが重要です。評価にあたっては、双方の自己評価や相互評価だけでなく、受益者である市民等の第三者による評価や評価結果の公表なども検討する必要があります。また、評価結果は、次年度の取り組みや次の協働事業に、反映させていくことが大切です。

（コラム こんなときはどうしよう！？）

③誰と協働したらいいのかわからない

姫路市も数多くの事業を行っていますから、実際に協働事業に取り組んでみようと思っても、どこに相談に行けばいいのかわからないことも考えられます。また、取り組む内容によっては、兵庫県や民間団体との協働のほうがふさわしいかもしれません。そんなときは、市民活動推進課、または、市民活動・ボランティアサポートセンターで一度相談してみましよう。目的にあった相手が見つかるかもしれません。



参画、協働に関する問い合わせ先

姫路市市民活動推進課

TEL 079-221-2737 FAX 079-221-2758

HP http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2212737/_2405.html

市民活動、ボランティア活動に関する問い合わせ先

姫路市市民活動・ボランティアサポートセンター（市民会館 3 階）

TEL 079-281-2660 FAX 079-281-2662

HP <http://himeji.genki365.net/> “市民活動ネットひめじ”

※毎週月曜日及び市民会館休館日は定休日です。

姫路市協働のルールづくり

平成 26 年 3 月 発行

編集・発行 姫路市 市民局 市民参画部 市民活動推進課

姫路市安田四丁目 1 番地

TEL 079-221-2737 FAX 079-221-2758